

案件概要書

2013年4月23日

国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

1. 案件名（国名）

国名：ミャンマー連邦共和国

案件名：中小企業育成及び農業・農村開発ツーステップローン事業

(Two-Step Loan Project for Small-Medium Sized Enterprises Development and Agriculture and Rural Development)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における金融、中小企業及び農業・農村開発分野の開発実績（現状）と課題

ミャンマーは、経済分野の開発目標として市場経済化や投資促進を掲げ、2015年のASEANにおける経済共同体創設に向けて、金融規制緩和や証券取引市場の開設等、金融セクターの近代化に向けた準備を進めている。一方、過剰な金融規制等の要因により金融機関の貸出しは低調であり、また貸出の多くは国営企業に集中しており、中小企業向け融資は限定的である。資金面において、中小企業にとっての資金調達の機会を拡大し、中小企業育成に向けた環境を整備することが喫緊の課題となっている。

また、ミャンマーはGDPの約3割を農業で占め、人口のうち約6割が農業分野に従事しており、農業分野は経済を支える基盤産業として、その生産動向はミャンマーの経済全体に大きな影響を有している。農村地域の生産活動の活発化及び貧困農民の生計向上がミャンマーの喫緊の課題となっているところ、農業生産の拡大・多様化及び市場の拡大を図るうえで、農業従事者に対する農業生産及び付加価値向上のための設備投資向け資金調達の機会の拡大が必要とされている。

(2) 当該国における金融、中小企業及び農業・農村開発の開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

ミャンマー政府は2015年のASEAN経済共同体への加盟を公約しており、加盟各国と調和した金融セクターの近代化を重要課題と位置付けている。ミャンマー政府は現在、中小企業育成を重要課題と位置づけ、大統領が議長である中小企業委員会（Small-Medium Sized Enterprise Committee）を立ち上げ、関係省庁・機関が其々のサブコミッティで、中小企業向け融資、信用格付け、信用保証の整備に努めているほか、金融規制緩和や証券取引市場の開設等、金融セクターの安定化・強化に取り組んでいる。

また、農業・農村開発分野においては、現在第5次5ヵ年国家計画（2011-12年～2015-16年）を実施中で、同計画にて、特に農業セクターに力を注ぐとともに、年間10.5%の経済成長率を目標に掲げている。特に、2011年5月に開催された「農村開発・貧困緩和に関する国家レベルのワークショップ」で、大統領が農村開発・農村収入の増加のためにマイクロファイナンスを活用することに言及し、民間マイクロクレジット制度開発のための委

員会を形成することや、国際機関・NGO 等との協力関係強化が提唱された。

係る現状の中、本事業は、仲介金融機関による中小企業・農民への融資拡大を通じて中小企業振興及び農業・農村開発を目指すミャンマー政府の方針に合致するものである。

(3) 金融、中小企業及び農業・農村開発に対する我が国の援助方針

本事業は、2012年4月に制定された対ミャンマー経済協力方針「国民の生活向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域の開発を含む）」「経済・社会を支える人材能力の向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む）」に合致する。

(4) 他の援助機関の対応

IMFは金融制度改革・法改正にかかる技術協力を実施しており、2012年7月からは中央銀行に対するアドバイザーとして日本銀行出身の専門家を派遣している。また、世界銀行が金融分野のマスタープランを策定中、IMFが技術協力の実施を検討している。農業・農村開発分野では、IFCがマイクロファイナンス事業に対する支援を検討中であることに加えて、国際NGOであるPactがUNDPの支援を受け、1997年から中央乾燥地を中心にマイクロファイナンス支援を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、ミャンマーにおいて中小企業、農業従事者に対して中長期資金を供給することにより、中小企業や金融部門の育成・強化、農業・農村開発を図り、以って同国の経済発展及び国民の生活向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ミャンマー全土

(3) 事業概要：詳細は協力準備調査にて確認。

- 1) 中小企業育成ツーステップローン：中小企業に対する中長期資金の供給。
- 2) 農業・農村開発ツーステップローン：農業従事者に対する中長期資金の供給。
- 3) コンサルティング・サービス：事業実施支援、人材育成等（ショートリスト方式）

(4) 事業実施体制

協力準備調査にて確認。

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類: FI
- ② カテゴリ分類の根拠: 本事業は金融仲介者等に対し融資を行い、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため。

2) 貧困削減促進等：協力準備調査にて確認。

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携：経済構造改革を担う人材を育成する観点から実施中の「経済改革支援（2012年度－2015年度）」（同案件では、「経済・金融」、「貿

易・投資・SME 振興」、「農業・農村開発」の3つの分野を対象とした人材育成及び政策提言を実施)と連携する。

(7) その他特記事項： 特になし。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

マレーシア国「中小企業育成事業」の事後評価等における教訓として、開発金融借款において、複数の金融機関を並列的に介在させる場合、融資対象・企業及びサブローン条件を一律限定的なものとし、各機関がターゲットとするエンド・ユーザーの資金需要や規模に応じて弾力的に取り扱えるように設計することが有効であるとの教訓を得ている。

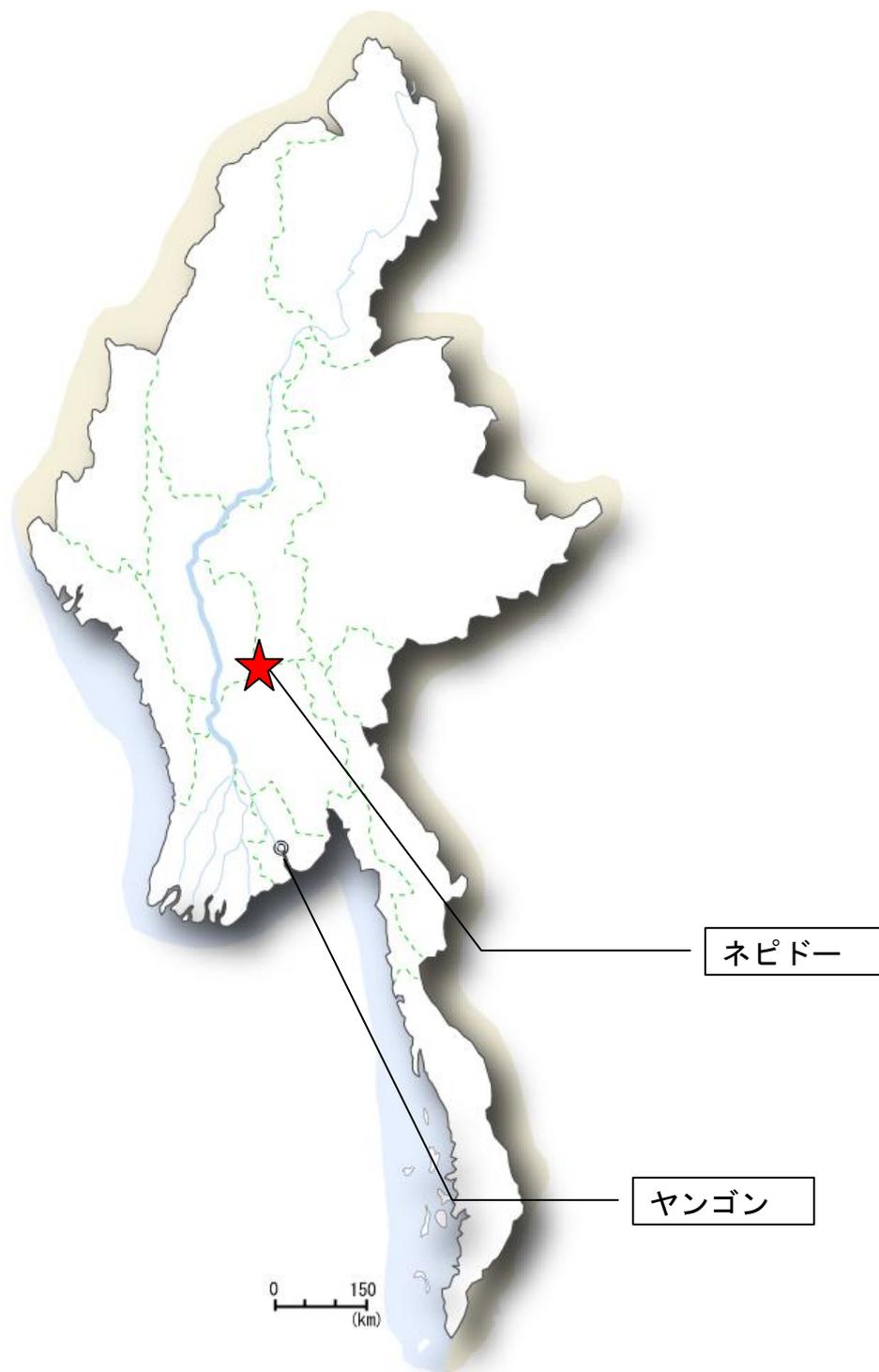
(2) 本事業への教訓

かかる教訓を踏まえ、本事業においては、ミャンマーの市場に即した融資対象・企業及びサブローン金利の条件設定を協力準備調査にて検討することとする。

以上

〔別添資料〕地図

[別添資料] 中小企業育成及び農業・農村開発振興ツーステップローン事業 地図



対象：全国（詳細は協力準備調査にて確認）